

平成 2 3 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	4
第4 測定結果の報告及び公表	7
別表－1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表－2 測定方法等一覧（公共用水域）	16
別表－3 地下水の測定地点一覧	18
別表－4 測定方法等一覧（地下水）	27
図1 河川調査地点図	28
図2 湖沼地点図	29
図3 地下水調査地点図	31

平成23年度栃木県公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 調査の種類及び測定項目

調査の種類は、河川調査、湖沼調査、水道水源調査とし、測定項目は原則として次のとおりとする。

(1) 河川調査

- ・ 生活環境項目として実施するもの
pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛^{*}
※ 水生生物の保全に係る項目
- ・ 健康項目として実施するもの
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀^{*}、
ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、
セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
※ 総水銀が検出された場合に測定
- ・ 特殊項目として実施するもの
n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、
クロム
- ・ 要監視項目として実施するもの
クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド
- ・ その他の調査項目
アンモニア性窒素、塩化物イオン、硫酸イオン、界面活性剤（MBAS）、
全硬度、チオリン酸 o-エチル-o-(4-ニトロフェニル)フェニルエステル（EPN）、
2-メチルイソボルネオール（2-MIB）、ジェオスミン、りん酸イオン

(2) 湖沼調査

- ・ 生活環境項目として実施するもの
pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛^{*}
※ 水生生物の保全に係る項目

- 健康項目として実施するもの
 - カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀*、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
 - ※ 総水銀が検出された場合に測定

- その他の調査項目
 - アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、プランクトン

(3) 水道水源調査（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第24条に基づく調査）

- 調査項目
 - トリハロメタン生成能

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 測定地点及び測定頻度

測定地点及び測定頻度は次のとおりとする。各測定地点は別表－1のとおりとする。

(1) 河川調査

①測定地点

- 測定地点は、県内全域の水質を的確に把握し効率よく監視するため、環境基準地点を中心とし、利水状況・本川に合流前の支川の地点等の当該水域の特性に応じて定める。
- 測定地点数の概要は、次のとおりとする。

		栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
河川	那珂川水系	29	—	3	32
	鬼怒川水系	16	13	7	36
	小貝川水系	8	—	1	9
	渡良瀬川水系	30	10	9	49
	その他の水系	4	—	—	4
	小計	87	23	20	130
湖沼	13	—	3	16	
合計	100	23	23	146	

②測定頻度

- 生活環境項目は毎月測定することとする。
- 健康項目は、豊水期（概ね5月～8月）と渇水期（概ね12月～3月）の年2回調査する。
- 健康項目のうち、検出される可能性が極めて小さい項目は年1回調査とし、そのうち農薬系項目は検出される可能性がある春から夏に調査する。
- 特殊項目は、豊水期と渇水期の年2回調査する。
- 要監視項目は、年1回調査する。
- その他の項目は、豊水期と渇水期の年2回調査する。
- 各項目の測定頻度は、次のとおりとする。

項 目	水 系 名		
	那 珂 川	鬼怒川・小貝川	渡 良 瀬 川
生活環境項目	毎 月	毎 月	毎 月
健康項目 A	年 2 回	年 2 回	年 2 回
健康項目 B	年 1 回	年 1 回	年 1 回
健康項目 C	年 1 回	年 1 回	年 1 回
特 殊 項 目	年 2 回	年 2 回	年 2 回
要 監 視 項 目	年 1 回	年 1 回	年 1 回
その他の項目	年 2 回	年 2 回	年 2 回
トリハロメタン生成能 (水道水源調査)	—	年 4 回	年 4 回

[備考]

- 健康項目 A（年2回調査）
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
- 健康項目 B（年1回調査）
ポリ塩化ビフェニル、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
ベンゼン、セレン
- 健康項目 C（年1回調査。農薬系項目。検出可能性のある春から夏に調査）
1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ

(2) 湖沼調査

①測定地点

- ・ 測定地点は、環境基準地点である湖心と補助地点とする。
- ・ 湯の湖と中禅寺湖における調査深度は、次のとおりとする。

湖 沼 名	採 水 地 点	採 水 深 度 (m)					
湯 の 湖	St - 5 (湖心)	0	3	6	9		
	St - 1 ~ 4、6、8	0					
中 禅 寺 湖	St - 6 (湖心)	0	5	10	20	50	150
	St - 1、4、7	0					

②測定頻度

- ・ 湯の湖及び中禅寺湖は、調査回数は冬期を除く年8回とし、調査時期は春から秋とする。
- ・ ダム貯水池について、川俣、川治、五十里は年12回調査し、深山及び塩原は年4回調査する。

(3) 水道水源調査

①測定地点

- ・ 測定地点は、主要な上水道水源水域とする。

②測定頻度

- ・ 水道水源調査は年4回調査し、調査時期は検出値が高くなる可能性のある夏に2回、春秋に各1回とする。

4 測定方法

測定方法は、別表-2のとおりとする。

第3 地下水

1 調査の種類及び測定項目

(1) 概況調査

① 調査方法

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内を5 km または10km メッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1メッシュを4等分した区域を毎年順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。

② 測定項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀*、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、

1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ 総水銀が検出された場合に測定

(2) 継続監視調査

① 調査方法

地下水汚染範囲の拡大監視のために、環境基準値の超過が確認された地区（以下「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準値以下となった汚染地区については再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を実施し、調査した全ての井戸において環境基準値以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。

② 測定項目

各汚染地区の環境基準値超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区の場合は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、宇都宮市、国土交通省とする。

3 測定地点及び測定頻度

測定地点及び測定頻度は次のとおりとする。各測定地点は別表－3のとおりとする。

(1) 概況調査

① 測定地点

調査対象となるメッシュ内において、未調査の井戸を優先して地点を選定する。

② 測定頻度

年1回実施する。実施時期は豊水期（概ね6～7月）とする。

ただし、全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目（健康項目B）は、調査頻度を2～3年に1回まで減じることができる。

(2) 継続監視調査

① 測定地点

汚染地区において、水質の経年的変化を把握するうえで代表的な地点とその下流側の未汚染地点の2地点を基本として定める。

② 測定頻度

年2回実施する。実施時期は豊水期（概ね6～7月）及び渇水期（概ね12～1月）とする。

調査名	回数	測定項目		地点数		
				栃木県	宇都宮市	国土交通省
概況調査	年1回	健康項目	A カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	124	18	2
			B 全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、塩化ビニルモノマー、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサソ	62 (124の内数)	18 (18の内数)	2 (2の内数)
				合計 144		
継続監視調査	年2回		鉛、六価クロム、ひ素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	107 (40)	宇都宮市 27 (8)	—
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	102(51)	8(2)	—
				合計 244(101)		

※ 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更。

※ 継続監視調査地点数の欄の（ ）は地区数。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」は栃木県分として計上。

4 測定方法

測定方法は、別表－4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表

1 報告

各測定機関は、測定結果が判明次第、栃木県知事に速やかに報告する。

なお、健康項目について環境基準を超える数値を検出した場合は、速やかに栃木県知事に連絡するとともに、栃木県知事と協議のうえ当該水域等について追跡調査を行うものとする。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表することとする。

3 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

(注)測定地点No.に下線のある地点は環境基準地点

健康項目														特殊項目						要監視項目		その他の項目						測定地点												
四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n1(ヘキサン抽出物質(油分))	フエノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	アンモニウム性窒素	塩化物イオン	硫酸イオン	M B A S	全硬度	E P N	2 I M I B	ジエオスミン	りん酸イオン	トリハロメタン生成能	測定機関	名称	No.	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						2									栃木県	掘米橋	<u>98</u>
																													2									"	中橋	99
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2		2	2	2	2	2				12								12		国交省	末流	<u>100</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2								栃木県	末流	<u>101</u>	
																													2									"	原の橋	102
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2								"	吾妻橋	<u>103</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	1			1	1	1	1	1			12	6	4				12	12				国交省	巴波橋	<u>104</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					2									栃木県	星野橋	<u>105</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					2									"	大岩橋	<u>106</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					2									"	落合橋(末流)	<u>107</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					2									"	保橋	<u>108</u>	
																													2									"	小山大橋	109
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2					4		"	乙女大橋	<u>110</u>		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					2									"	赤石橋	<u>111</u>	
																													2									"	小藪橋	112
																													2									"	貝島橋	113
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2								"	御成橋	<u>114</u>	
																																						宇都宮市	こしじ橋	115
																																						"	鹿沼街道	116
																													2									"	姿川橋	117
																													2									栃木県	淀橋	118
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2								"	宮前橋	<u>119</u>	
																													2									宇都宮市	高速道下	120
																													2									"	能満寺西	121
																													2									"	中町橋	122
																																						"	中央女子高西	123
																																						"	六道分岐点	124
																																						"	航空隊西	125
																													2									"	南町西	126
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					2									栃木県	越地橋	<u>127</u>	
																													2									"	川田橋	128
																													2									"	県道明野間々田線	129
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2								"	武井橋	<u>130</u>	

(注)測定地点No.に下線のある地点は環境基準地点

健康項目																特殊項目				その他の項目				測定機関	名称	No.									
総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1,1-テトラクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n1ヘキサン抽出物質(油分)	フェノール類				銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニア性窒素	りん酸イオン	クロロフィルa	プランクトン	トリハロメタン生成能
																		8									8	8	8			栃木県	St.1	1	
																		8										8	8	8			"	St.2	2
																		8										8	8	8	8		"	St.3	3
																		8										8	8	8			"	St.4	4
																		8										8	8	8	8		"	St.5(湖心)表層	<u>5</u>
																		8										8	8	8			"	//水深3m	
																		8										8	8	8			"	//水深6m	
																		8										8	8	8			"	//水深9m	
																		8										8	8	8			"	St.6	6
																		8										8	8	8			"	St.8	7
																		8										8	8	8			"	St.1	8
																		8										8	8	8	8		"	St.4	9
																		8										8	8	8	8	4	"	St.6(湖心)表層	<u>10</u>
																		8										8	8	8			"	//水深5m	
																		8										8	8	8			"	//水深10m	
																		8										8	8	8			"	//水深20m	
																		8										8	8	8			"	//水深50m	
																		3										3	3	3			"	//水深150m	
																		8										8	8	8			"	St.7	11
																		4										4	4	4			"	湖心	<u>12</u>
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					12	12	12	12		国交省	湖心	<u>13</u>	
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							12	12		"	湖心	<u>14</u>	
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				12	12	12	12		"	湖心	15		
																		4										4	4	4			栃木県	湖心	16

別表－2 測定方法等一覧(公共用水域)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本工業規格(以下「規格」という)K0102の12.1に定める方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	BOD	同上	0.5	規格K0102の21に定める方法(同上)
	COD	同上	0.5	規格K0102の17に定める方法(同上)
	SS	同上	1	環境基準告示付表8に掲げる方法(同上)
	DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法(同上)
	大腸菌群数	同上	—	環境基準告示別表2備考4に掲げる方法、最確数法(同上)
	全窒素	同上	0.05	規格K0102の45.2、45.3又は45.4に定める方法(同上)
	全りん	同上	0.003	規格K0102の46.3に定める方法(同上)
	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102の53に定める方法(同上)
健康項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、環境基準告示付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法(同上)
	鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法(同上)
	六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法(同上)
	ひ素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法(同上)
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法(同上)
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法(同上)
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法(同上)
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法(同上)
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法(同上)
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法(同上)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
	硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法(同上)
	亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法(同上)
	ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
	ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表10に掲げる方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1に定める方法
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2に定める方法
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2に定める方法
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2に定める方法
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法
要監視項目	クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
	フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法VI-2 10に掲げる方法
	塩化物イオン	—	1	規格K0102の35.3に定める方法
	硫酸イオン	—	2	規格K0102の41.3に定める方法
	MBAS	—	0.05	規格K0102の30に定める方法
	全硬度	—	0.5	規格K0101の15.1に定める方法
	EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1、2に定める方法
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法
	ジオスミン	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法
	りん酸イオン	—	0.003	規格K0102の46.1に定める方法
	クロロフィルa	—	2	上水試験方法VI-4 27に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法
	プランクトン	—	—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法
	トリハロメタン生成能	—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法

- (注) 1 測定方法は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)の定めに従い、報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。
- 2 表中の用語は下記のとおりである。
- ① 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
 - ② 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
 - ③ 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
 - ④ 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

別表-3 地下水の測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関
1	宇都宮市	篠井町地内	<u>18-46</u>	宇都宮市
2		宮山田地内	<u>19-47</u>	〃
3		今里地内	<u>19-48</u>	〃
4		古賀志町地内	<u>24-63</u>	〃
5		新里町丙地内	<u>24-64</u>	〃
6		宝木本町地内	<u>24-65</u>	〃
7		上田原地内	<u>25-66</u>	〃
8		長岡町地内	<u>25-67</u>	〃
9		白沢地内	<u>25-68</u>	〃
10		下岡本地内	<u>25-69</u>	〃
11		砥上町地内	<u>30-83</u>	〃
12		鷺の谷町地内	<u>30-84</u>	〃
13		築瀬町地内	<u>31-85</u>	〃
14		屋板町地内	<u>31-86</u>	〃
15		下平出町地内	<u>31-87</u>	〃
16		上桑島町地内	<u>31-88</u>	〃
17		茂原町地内	<u>37-105</u>	〃
18		東木代町地内	<u>37-107</u>	〃
19	足利市	小侯町地内	<u>40-116</u>	栃木県
20		青沼地内	40-117	〃
21		大前町地内	40-127	〃
22		家富町地内	<u>40-128</u>	〃
23		福居町地内	<u>45-138</u>	〃
24		野田町地内	<u>46-139</u>	〃
25	栃木市	梅沢町地内	35-98	〃
26		木地内	<u>35-100</u>	〃
27		家中地内	36-102	〃
28		泉川町地内	42-121	〃
29		大宮町地内	<u>43-122</u>	〃
30		富田地内	<u>42-132</u>	〃
31		大田和地内	<u>47-141</u>	〃
32		西水代地内	47-142	〃
33		藤岡地内	47-149	〃
34		帯刀地内	<u>47-150</u>	〃
35	佐野市	飛駒地内	<u>34-95</u>	〃
36		栗木内地内	34-96	〃
37		牧地内	<u>34-97</u>	〃
38		田沼地内	41-119	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関
39	佐野市	赤見町地内	41-129	栃木県
40		新吉水地内	<u>41-130</u>	〃
41		植下町地内	46-140	〃
42		船津川町地内	<u>46-148</u>	〃
43		鹿沼市	上久我地内	<u>23-59</u>
44	板荷地内		<u>23-60</u>	〃
45	下沢地内		23-61	〃
46	秋山地内		<u>28-77</u>	〃
47	下粕尾地内		<u>29-78</u>	〃
48	加園地内		29-79	〃
49	西沢町地内		29-80	〃
50	上殿町地内		<u>30-81</u>	〃
51	南上野町地内		30-82	〃
52	日光市		小百地内	<u>10-24</u>
53		下南摩町地内	<u>17-40</u>	〃
54		今市地内	17-41	〃
55		長畑地内	17-42	〃
56		矢野口地内	<u>18-43</u>	〃
57		猪倉地内	18-44	〃
58		木和田島地内	18-45	〃
59		手岡地内	<u>24-62</u>	〃
60		小山市	卒島地内	43-133
61	喜沢地内		<u>43-134</u>	〃
62	高橋地内		44-135	〃
63	石ノ上地内		<u>48-143</u>	〃
64	駅南地内		48-144	〃
65	梁地内		<u>48-145</u>	〃
66	乙女地内		48-151	〃
67	武井地内	<u>50-155</u>	〃	
68	真岡市	上大沼地内	<u>37-108</u>	〃
69		飯貝地内	<u>38-109</u>	〃
70		荒町地内	<u>38-110</u>	〃
71		高田地内	38-126	〃
72		上谷貝地内	44-125	〃
73		古山地内	<u>44-136</u>	〃
74	大田原市	下石上地内	<u>5-15</u>	〃
75		岡地内	<u>6-16</u>	〃
76		加治屋地内	6-17	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関	
77	大田原市	小滝地内	6- 18	栃木県	
78		鹿畑地内	<u>6- 19</u>	〃	
79		北野上地内	<u>7- 20</u>	〃	
80		須佐木地内	7- 21	〃	
81		佐久山地内	<u>13- 31</u>	〃	
82		片府田地内	13- 33	〃	
83		亀久地内	14- 35	〃	
84		矢板市	上伊佐野地内	<u>5- 12</u>	〃
85	平野地内		5- 13	〃	
86	幸岡地内		<u>12- 27</u>	〃	
87	末広地内		12- 29	〃	
88	片岡地内		<u>12- 30</u>	〃	
89	那須塩原市		小結地内	<u>1- 1</u>	〃
90		元町地内	2- 4	〃	
91		千本松地内	<u>2- 5</u>	〃	
92		上厚崎地内	<u>3- 6</u>	〃	
93		大原間地内	3- 7	〃	
94		越堀地内	3- 8	〃	
95		野間地内	<u>3- 9</u>	〃	
96		三区町地内	5- 14	〃	
97		さくら市	下河戸地内	13- 32	〃
98			蒲須坂地内	19- 49	〃
99	大中地内		<u>19- 50</u>	〃	
100	喜連川地内		<u>20- 51</u>	〃	
101	狭間田地内		20- 52	〃	
102	那須烏山市	志鳥地内	20- 53	〃	
103		阿久津地内	<u>20- 54</u>	〃	
104		滝田地内	21- 56	〃	
105		福岡地内	26- 72	〃	
106		野上地内	<u>27- 74</u>	〃	
107		小木須地内	<u>27- 76</u>	〃	
108		下野市	星ノ宮地内	<u>36-104</u>	〃
109	川中子地内		43-123	〃	
110	仁良川地内		<u>44-124</u>	〃	

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関	
111	上三川町	多功地内	37-106	栃木県	
112	西方町	真名子地内	35- 99	〃	
113	益子町	芦沼地内	<u>33- 93</u>	〃	
114		塙地内	38-111	〃	
115		本沼地内	<u>38-112</u>	〃	
116		下大羽地内	39-113	〃	
117		栗生地内	<u>39-114</u>	〃	
118		茂木町	黒田地内	27- 75	〃
119			鮎田地内	33- 94	〃
120	市貝町	赤羽地内	<u>32- 92</u>	〃	
121	芳賀町	上稲田地内	<u>26- 73</u>	〃	
122		東水沼地内	<u>32- 89</u>	〃	
123		西高橋地内	32- 90	〃	
124		祖母井地内	32- 91	〃	
125	壬生町	七ツ石地内	<u>36-101</u>	〃	
126		北小林地内	36-103	〃	
127	野木町	佐川地内	50-154	〃	
128	岩舟町	三谷地内	42-131	〃	
129	塩谷町	船生地内	11- 25	〃	
130		飯岡地内	<u>11- 26</u>	〃	
131		田所地内	12- 28	〃	
132		高根沢町	石末地内	<u>26- 70</u>	〃
133	上高根沢地内		26- 71	〃	
134	那須町	漆塚地内	1- 2	〃	
135		上の原地内	1- 3	〃	
136		伊王野地内	4- 10	〃	
137		磯上地内	<u>4- 11</u>	〃	
138	那珂川町	三輪地内	<u>13- 34</u>	〃	
139		小川地内	14- 36	〃	
140		大山田下郷地内	<u>14- 37</u>	〃	
141		白久地内	21- 55	〃	
142		富山地内	<u>21- 57</u>	〃	
143		栃木市	藤岡町下宮地内	<u>49-152</u>	国交省
144			都賀町原宿地内	<u>35-100</u>	〃

- (注) 1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査。下線のない地区は健康項目Aのみ調査。
2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおり。
3 表中の所在地名は調査井戸選定後、必要に応じて修正。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	44	〃
5		氷室町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	7 (7)	65	〃
6		陽南	六価クロム	2 (2)	84	〃
7		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	86	〃
8		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	11	〃
9	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	10	栃木県
10		久松町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	22	〃
11		堀込町・南大町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	80	〃
			PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2		
12	羽刈町	ひ素・1,2-ジクロロエチレン・1,1,2-トリクロロエタン・塩化ビニルモノマー	4	98	〃	
13	栃木市	大平町伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	4	〃
14		城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	38	〃
15		大平町西野田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	45	〃
16		藤岡町新波	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	77	〃
17		藤岡町赤麻	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	90	〃
18		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
19	佐野市	君田町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	26	〃
20		植野町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	66	〃
21		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	91	〃
22		久保町	TCE・PCE・MC・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	94	〃
23	鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	27	〃
24		南上野町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	28	〃
25		上奈良部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	93	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
26	日光市	木和田島	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	47	栃木県
27		矢野口	TCE・ <u>PCE</u> ・MC・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	55	〃
28		小来川	<u>ふっ素</u>	1	87	〃
29	小山市	城東・土塔・ 駅南・犬塚	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・塩化ビニルモノマー	6	72	〃
30		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・塩化ビニルモノマー	2	99	〃
31		横倉新田	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・塩化ビニルモノマー	4	100	〃
32		城東・犬塚	<u>ふっ素</u>	2	103	〃
33	真岡市	松山町	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	1	〃
			四塩化炭素	2		
34	真岡市	石島	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	13	〃
35		市街地	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	9	16	〃
36		久下田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	25	〃
37		伊勢崎	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	89	〃
38		鬼怒ヶ丘	<u>六価クロム</u>	2	95	〃
39		大田原市	福原	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	63
40	那須塩原市	埼玉	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,3-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	96	〃
41	下野市	柴	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	5	〃
42	上三川町	上蒲生	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	18	〃
43	益子町	塙	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・塩化ビニルモノマー・ <u>鉛</u> ・ <u>ほう素</u> ・ <u>ふっ素</u> ・ <u>ひ素</u>	5	102	〃
44	芳賀町	下高根沢	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	33	〃
45	野木町	丸林	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	56	〃
46		潤島	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	76	〃
47	那須町	寺子乙	<u>ほう素</u>	2	83	〃
48		高久丙	<u>ひ素</u>	2	101	〃
地点数計				134 (27)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおり。
2 TCE:トクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、MC:1,1,1-トリクロロエタン
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数。
4 地区名に※がついている地区は新規調査地区。
5 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	新里町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	4 (4)	1	宇都宮市
2		上籠谷町	〃	2 (2)	16	〃
3	足利市	羽刈町	〃	2	25	栃木県
4	栃木市	藤岡町中根	〃	2	7	〃
5		藤岡町大前	〃	2	13	〃
6		藤岡町藤岡(1)	〃	2	14	〃
7		藤岡町藤岡(2)	〃	2	49	〃
8		大平町富田	〃	2	51	〃
9	佐野市	越名町	〃	2	9	〃
10		赤見町	〃	2	52	〃
11		富岡・高萩・飯田	〃	2	53	〃
12		田沼町	〃	2	54	〃
13		宮下町	〃	2	57	〃
14		伊勢山(※)	〃	2	61	〃
15	鹿沼市	白桑田	〃	2	17	〃
16		南上野町	〃	2	27	〃
17		上奈良部町	〃	2	47	〃
18		宇都宮・鹿沼(※)	〃	3 (1)	63	栃木県、 宇都宮市
19	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	栃木県
20		向野	〃	2	18	〃
21		喜沢	〃	2	28	〃
22		乙女	〃	2	29	〃
23		粟宮	〃	2	44	〃
24		城東・犬塚	〃	2	60	〃
25	真岡市	八木岡	〃	2	20	〃
26		古山	〃	2	33	〃
27		西田井	〃	2	46	〃
28		真岡・二宮	〃	2	56	〃
29		宇都宮・真岡	〃	3 (1)	58	栃木県、 宇都宮市
30		西大島(※)	〃	2	68	栃木県
31	大田原市	亀久	〃	2	42	〃
32	矢板市	石関	〃	2	43	〃
33		豊田(※)	〃	2	64	〃
34	那須烏山市	野上	〃	2	39	〃
35		大木須(※)	〃	2	62	〃
36	下野市	小金井(1)	〃	2	22	〃
37		仁良川(1)	〃	2	31	〃
38		仁良川(2)	〃	2	50	〃
39		大松山等(※)	〃	2	65	〃
40		笹原等(※)	〃	2	66	〃
41	上三川町	上神主	〃	2	4	〃
42		坂上	〃	2	11	〃
43		西蓼沼	〃	2	59	〃
44	益子町	大沢	〃	2	12	〃
45		埜	〃	2	34	〃
46		下大羽	〃	2	48	〃
47	芳賀町	稲毛田	〃	2	6	〃
48	野木町	野渡	〃	2	36	〃
49		友沼	〃	2	45	〃
50	岩舟町	曲ヶ島(※)	〃	2	67	〃
51	那珂川町	和見	〃	2	23	〃
52		久那瀬	〃	2	24	〃
53		矢又	〃	2	55	〃
地点数計				110 (8)		

(注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおり。

2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数。

3 地区名に※がついている地区は新規調査地区。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途	
1	宇都宮市	1	平出工業団地	1-1	12B001	23	浅	④	
2				1-2	12B002	不明	不明	②	
3		2	上戸祭・旧市内西部	3-1	19B004	10	浅	③	
4				3-2	19B008	6	浅	③	
5		3	平出工業団地南部	4-1	34B001	8	浅	④	
6				4-2	34B002	不明	不明	②	
7				4-3	34B003	10	浅	③	
8				4-4	34B004	不明	不明	③	
9				4-5	34B005	13	浅	③	
10		4	東横田町	5-1	44B001	15	浅	②	
11				5-2	44B002	不明	不明	③	
12				5-3	44B003	不明	不明	③	
13		5	氷室町	6-2	65B002	不明	不明	②	
14				6-3	65B003	不明	不明	③	
15				6-4	65B004	不明	不明	②	
16				6-5	65B005	不明	不明	③	
17				6-6	65B006	不明	不明	②	
18				6-7	65B007	不明	不明	③	
19		6	陽南	6-8	65B008	不明	不明	③	
20				8-1	84B101	不明	不明	②	
21		7	不動前・西原	8-2	84B102	25	浅	②	
22				9-1	19B007	20	浅	④	
23				9-2	19B009	20	浅	②	
24		8	岡本	9-3	19B011	25	浅	②	
25				11-1	11B001	20	浅	⑤	
26				11-2	11B002	6	浅	②	
27		9	稲岡町	11-3	11B003	4~5	浅	③	
28	10-1			10B001	20	浅	③		
29	10-2			10B009	5	浅	③		
30	10			久松町	22-1	22B007	6	浅	③
31					22-2	22B037	12	浅	②、④
32	11			堀込町・ 南大町	80-1	80B101	不明	不明	③
33					80-2	80B102	20	浅	②
34		80-3	80B103		不明	浅	②		
35		80-4	80B104		不明	浅	③		
36	12	羽刈町	98-1	98B001	7	浅	③		
37			98-2	98B002	11	浅	⑤		
38			98-3	98B003	不明	浅	②、③		
39			98-4	98B004	不明	浅	②、③		
40	栃木市	13	大平町伯仲 他	4-1	04B023	100	深	④	
41				4-2	04B402	40	深	②	
42		14	城内	38-1	38B001	7	浅	②	
43				38-2	38B002	5	浅	②	
44		15	大平町西野田	45-1	45B001	40	深	②	
45				45-2	45B002	20	浅	②	
46		16	藤岡町新波	77-1	77B001	60	深	②	
47				77-2	77B003	37	深	③	
48		17	藤岡町赤麻	90-1	90B001	25	浅	②	
49				90-2	90B002	8	浅	②	
50		18	藤岡町甲	97-1	97B001	不明	浅	②	
51	97-2			97B002	7	浅	③		
52	佐野市	19	君田町	26-1	26B011	18	浅	③	
53				26-2	26B004	45	深	④	
54		20	植野町	66-1	66B001	8	浅	③	
55				66-2	66B003	17	浅	②	
56		21	村上町	91-1	91B001	30	浅	③	
57				91-2	91B002	40	深	②	
58	22	久保町	94-1	94B001	不明	浅	③		
59			94-2	94B002	10	浅	②		
60	鹿沼市	23	白桑田	27-1	27B014	7	浅	③	
61				27-2	27B027	8	浅	②	
62		24	南上野町	28-1	28B005	14	浅	③	
63				28-2	28B009	7.5	浅	③	
64			28-3	28B008	13	浅	②		

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
65	鹿沼市	25	上奈良部町	93-1	93B001	41	深	③
66				93-2	93B002	20	浅	②
67	日光市	26	木和田島	47-1	47B001	13	浅	③
68				47-2	47B002	6	浅	②
69		27	矢野口	55-1	55B001	5	浅	③
70				55-2	55B002	不明	不明	②
71		28	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
72	小山市	29	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
73				72-5	72B005	10~20	浅	②
74				72-7	72B007	不明	浅	③
75				72-8	72B008	4	浅	③
76				72-11	72B011	5	浅	②
77				72-13	72B013	8	浅	③
78		30	西黒田	99-1	99B001	8	浅	⑤
79				99-2	99B002	3~4	浅	②
80		31	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
81				100-2	100B002	10	浅	⑤
82				100-3	100B003	10	浅	⑤
83				100-4	100B004	100	深	②、③
84		32	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
85				103-2	103B002	不明	不明	③
86	真岡市	33	松山町	1-1	01B010	100	深	②
87				1-2	01B026	120	深	④
88				1-3	01B003	不明	深	④
89				1-11	01B011	不明	不明	③
90				1-12	01B021	30	浅	③
91		34	石島	13-1	13B027	35	深	⑤
92				13-2	13B009	35	深	②
93				13-4	13B030	7	浅	②
94		35	市街地	16-1	16B020	30	浅	③
95				16-4	16B002	9	浅	③
96				16-6	16B006	30	浅	②
97				16-7	16B007	40	深	②
98				16-9	16B009	6	浅	②
99				16-10	16B014	30	浅	③
100				16-11	16B011	55	深	②
101				16-12	16B021	15	浅	③
102				16-13	16B022	35	深	③
103		36	久下田	25-1	25B004	7	浅	③
104				25-2	25B006	3	浅	②
105		37	伊勢崎	89-1	89B003	25	浅	②
106				89-2	89B002	50	深	④
107		38	鬼怒ヶ丘	95-1	95B001	34	深	⑤
108				95-2	95B002	42	深	③
109	大田原市	39	福原	63-1	63B001	不明	浅	②
110				63-2	63B002	10	浅	②
111	那須塩原市	40	埼玉	96-1	96B001	26.5	浅	⑤
112				96-2	96B002	26	浅	③
113	下野市	41	柴	5-1	05B004	30	浅	③
114				5-2	05B002	45	深	③
115				5-3	05B003	不明	不明	②
116	上三川町	42	上蒲生	18-1	18B001	30~	深	④
117				18-2	18B002	30	浅	②
118	益子町	43	塙	102-1	102B001	10	浅	⑤
119				102-2	102B002	10	浅	⑤
120				102-3	102B003	10	浅	⑤
121				102-4	102B004	不明	不明	③
122				102-5	102B005	不明	不明	③
123	芳賀町	44	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	⑤
124				33-2	33B002	35	深	②
125	野木町	45	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	③
126				56-2	56B002	5.5	浅	③
127				56-3	56B004	3	浅	③
128		46	潤島	76-1	76B001	不明	浅	③
129				76-2	76B002	2.7	浅	②
130				76-3	76B003	4.5	浅	②

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途	
131	那須町	47	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	③	
132				83-2	83B102	0	浅	②	
133		48	高久丙	101-1	101B001	60	深	③	
134				101-2	101B002	5	浅	③	
135	宇都宮市	1	新里町	N1-1	79B001	不明	不明	③	
136				N1-2	79B002	6	浅	②	
137				N1-3	79B003	不明	不明	③	
138				N1-4	79B004	10	浅	②	
139		2	上籠谷町	N16-1	16N001	12	浅	②	
140				N16-2	16N002	30	浅	③	
141	足利市	3	羽刈町	N25-1	25N001	6	浅	②	
142				N25-2	25N002	20	浅	②	
143	栃木市	4	藤岡町中根	N7-1	07N001	9	浅	③	
144				N7-2	07N002	12	浅	③	
145		5	藤岡町大前	N13-1	13N001	8	浅	②	
146				N13-2	13N002	6	浅	⑤	
147		6	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③	
148				N14-2	14N002	6	浅	②	
149		7	藤岡町藤岡(2)	N49-1	49N001	不明	不明	③	
150				N49-2	49N002	7	浅	③	
151		8	大平町富田	N51-1	51N001	5	浅	③	
152				N51-2	51N002	15	浅	③	
153	佐野市	9	越名町	N9-1	09N001	12	浅	②	
154				N9-2	09N002	4	浅	③	
155		10	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③	
156				N52-2	52N002	14~15	浅	②、③	
157		11	富岡・高萩・飯田	N53-1	53N001	不明	浅	③	
158				N53-2	53N002	不明	浅	②、③	
159		12	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③	
160				N54-2	54N002	不明	浅	②、③	
161		13	宮下町	N57-1	57N001	不明	不明	③	
162				N57-2	57N002	10	浅	③	
163		14	伊勢山(※)	N61-1	61N001	8	浅	③	
164				N61-2	61N002	不明	不明	②	
165		鹿沼市	15	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②
166					N17-2	17N002	不明	浅	②
167	16		南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②	
168				N27-3	27N003	不明	浅	②	
169	17		上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③	
170				N47-2	47N002	12~13	浅	②	
171	18		宇都宮・鹿沼(※)	N63-1	63N001	不明	浅	②	
172				N63-2	63N002	10	浅	③	
173		N63-3		63N003	20	浅	③		
174	小山市	19	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③	
175				N2-2	02N002	6	浅	②	
176		20	向野	N18-1	18N001	30	浅	②	
177				N18-2	18N002	8	浅	③	
178		21	喜沢	N28-1	28N001	5	浅	③	
179				N28-2	28N002	10	浅	②	
180		22	乙女	N29-1	29N001	5	浅	③	
181				N29-2	29N002	4	浅	②	
182		23	粟宮	N44-1	44N001	5	浅	③	
183				N44-2	44N002	10	浅	③	
184		24	城東・犬塚	N60-1	60N001	10	浅	⑤	
185	N60-2			60N002	不明	不明	③		
186	真岡市	25	八木岡	N20-1	20N001	34	深	③	
187				N20-2	20N002	10	浅	③	
188		26	古山	N33-1	33N001	30	浅	②	
189				N33-2	33N002	20	浅	②	
190		27	西田井	N46-1	46N001	5	浅	③	
191				N46-2	46N002	3.5	浅	③	
192		28	真岡・二宮	N56-1	03N001	15	浅	③	
193				N56-2	03N002	3	浅	②	
194		29	宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③	
195				N58-2	19N001	不明	不明	③	
196				N58-3	19N002	150	深	②	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
197	真岡市	30	西大島(※)	N68-1	68N001	7	浅	②
198				N68-2	68N002	8	浅	②
199	大田原市	31	亀久	N42-1	42N003	4	浅	③
200				N42-2	42N002	5	浅	②
201	矢板市	32	石関	N43-1	43N001	4	浅	③
202				N43-2	43N002	5	浅	⑤
203		33	豊田(※)	N64-1	64N001	5	浅	③
204				N64-2	64N002	45	深	②
205	那須烏山市	34	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤
206				N39-2	39N002	8	浅	③
207		35	大木須(※)	N62-1	62N001	4	浅	③
208				N62-2	62N002	3	浅	②
209	下野市	36	小金井(1)	N22-1	22N001	10	浅	③
210				N22-2	22N002	6	浅	③
211		37	仁良川(1)	N31-1	31N002	不明	不明	③
212				N31-2	31N004	不明	不明	②
213		38	仁良川(2)	N50-1	50N001	35	深	③
214				N50-2	50N002	13	浅	③
215		39	大松山等(※)	N65-1	65N001	不明	不明	②
216				N65-2	65N002	不明	不明	③
217		40	笹原等(※)	N66-1	66N001	不明	不明	②
218				N66-2	66N002	(未定)		
219	上三川町	41	上神主	N4-1	04N002	12	浅	③
220				N4-2	04N001	60	深	②
221		42	坂上	N11-1	11N001	13	浅	②
222				N11-2	11N002	30	浅	②
223		43	西蓼沼	N59-1	59N001	不明	不明	③
224				N59-2	59N002	不明	不明	③
225	益子町	44	大沢	N12-1	12N001	不明	浅	⑤
226				N12-2	12N002	4	浅	⑤
227		45	埴	N34-1	34N004	7	浅	②
228				N34-2	34N005	不明	不明	②
229		46	下大羽	N48-1	48N001	5	浅	③
230				N48-2	48N002	5~6	浅	③
231	芳賀町	47	稲毛田	N6-1	06N003	4	浅	②
232				N6-2	06N004	7	浅	③
233	野木町	48	野渡	N36-1	36N001	4	浅	②
234				N36-2	36N002	8	浅	②、③
235		49	友沼	N45-1	45N001	5~6	浅	②
236				N45-2	45N003	6~7	浅	②
237	岩舟町	50	曲ヶ島(※)	N67-1	67N001	5	浅	③
238				N67-2	67N002	5	浅	③
239	那珂川町	51	和見	N23-1	23N001	3.6	浅	③
240				N23-2	23N002	6	浅	②
241		52	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	②
242				N24-2	24N002	12	浅	②
243		53	矢又	N55-1	55N001	5	浅	③
244	N55-2			55N002	6	浅	②、③	

(注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。

2 用途の分類は、次のとおりである。

- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
- ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
- ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
- ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
- ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。

別表-4 測定方法等一覧(地下水)

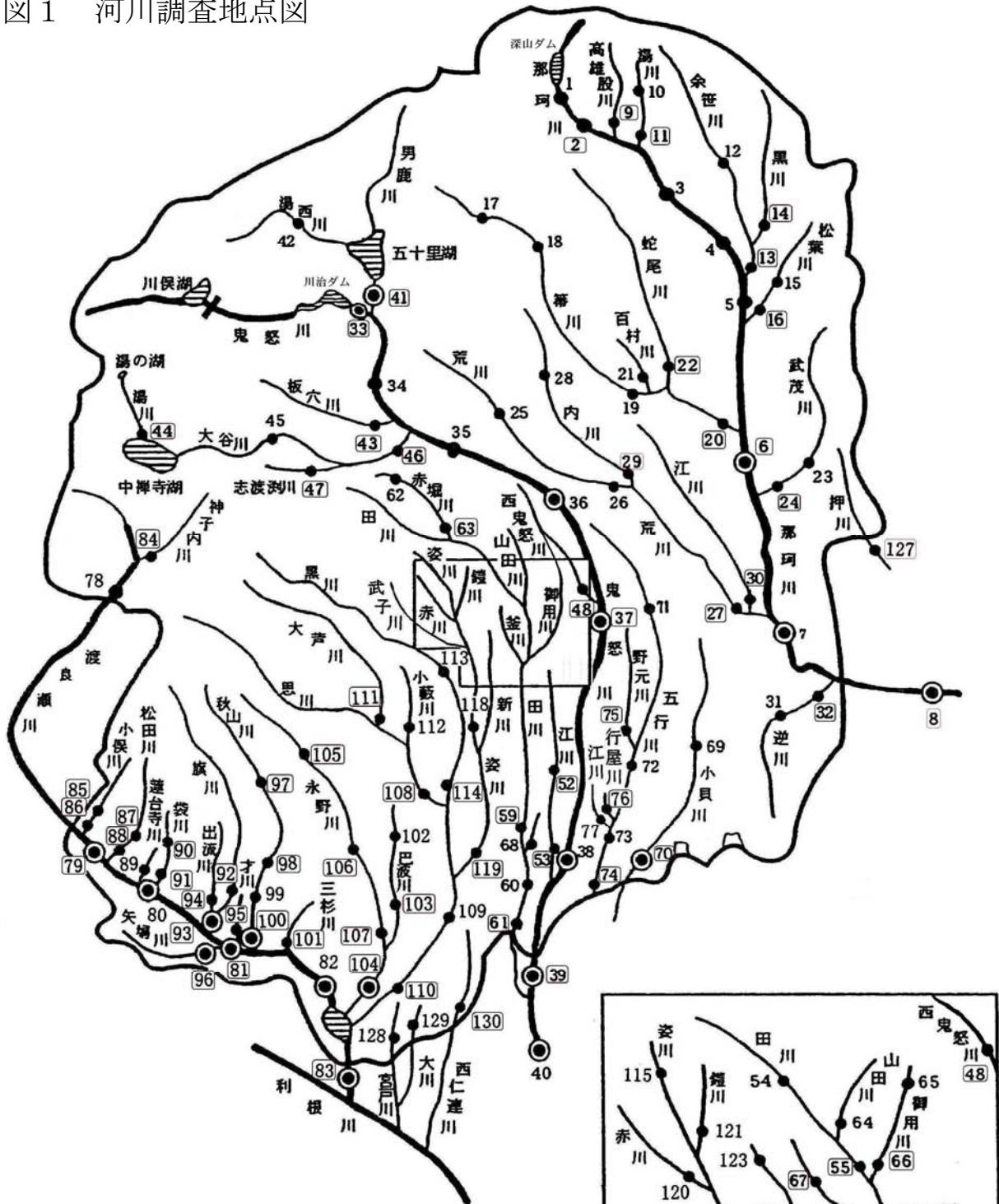
測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
カドミウム	0.01	0.001	日本工業規格K0102(以下「規格」という)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法
鉛	0.01	0.001	規格54に定める方法
六価クロム	0.05	0.01	規格65.2に定める方法
ひ素	0.01	0.001	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.02	規格34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法

(注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。

2 環境基準告示: 昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

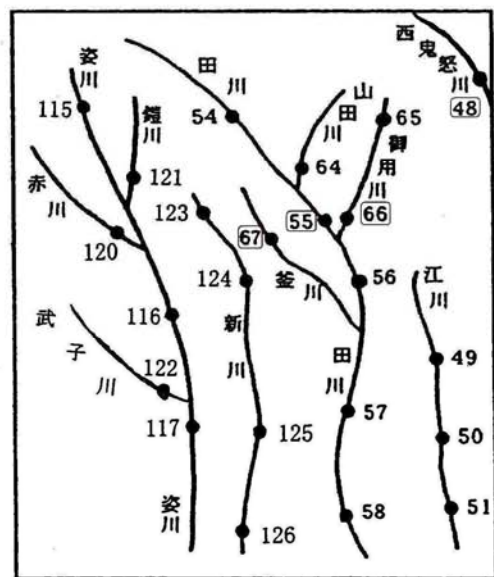
3 地下水環境基準告示: 平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

図1 河川調査地点図



凡例

- 栃木県調査地点 (87地点。うち1地点は渡良瀬川上流水域調査分。)
- 国土交通省調査地点 (20地点)
- 環境基準点 (67地点)

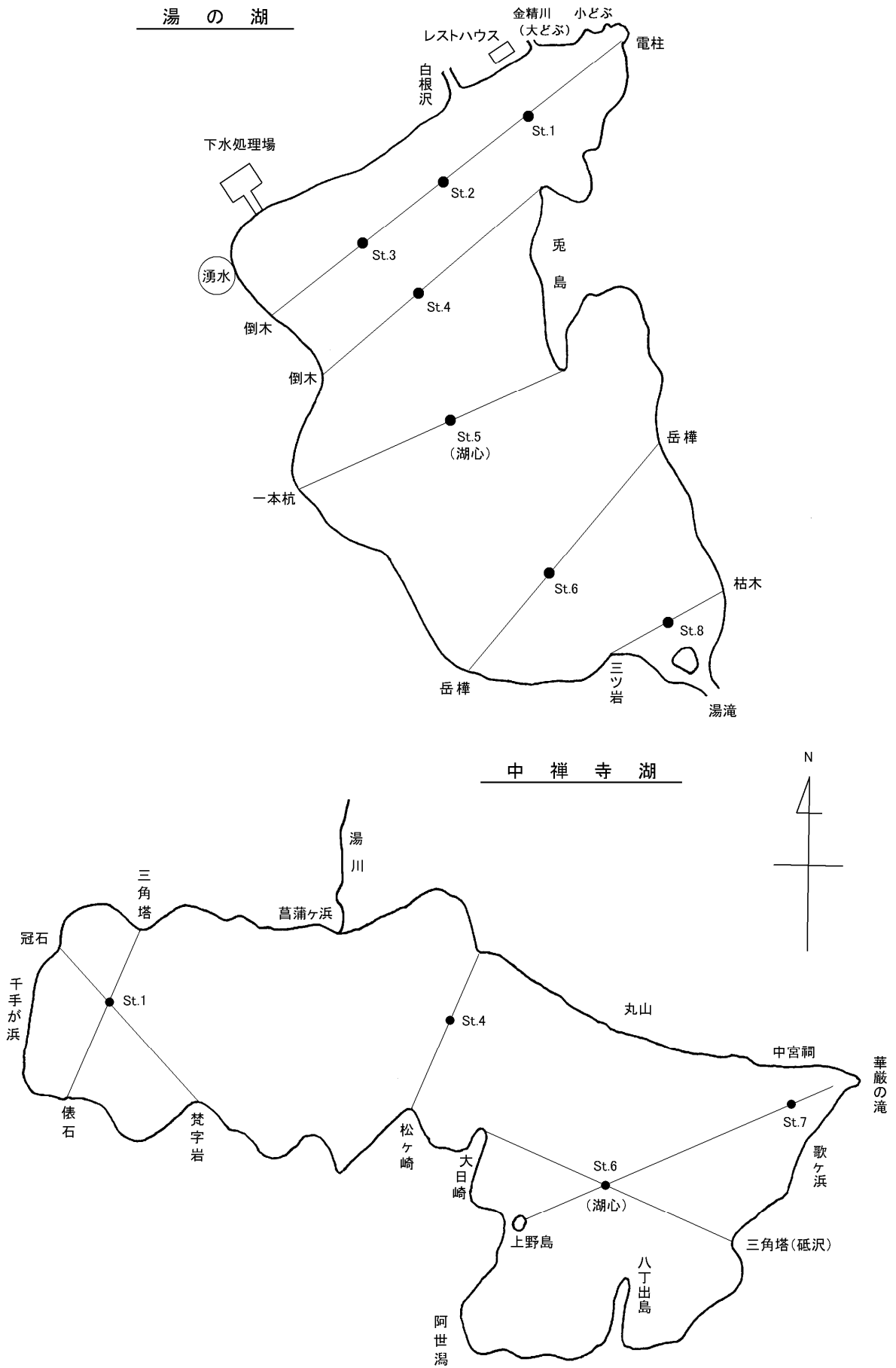


宇都宮市調査地点 (23地点)

※地図上の数字は別表-1の測定地点No.

図 2

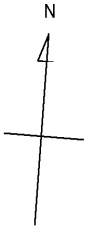
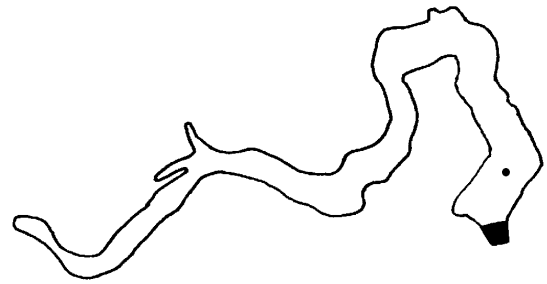
湖沼調査地点図



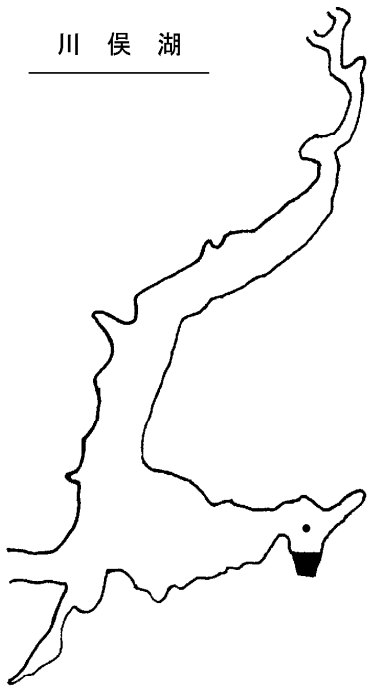
深山ダム貯水池



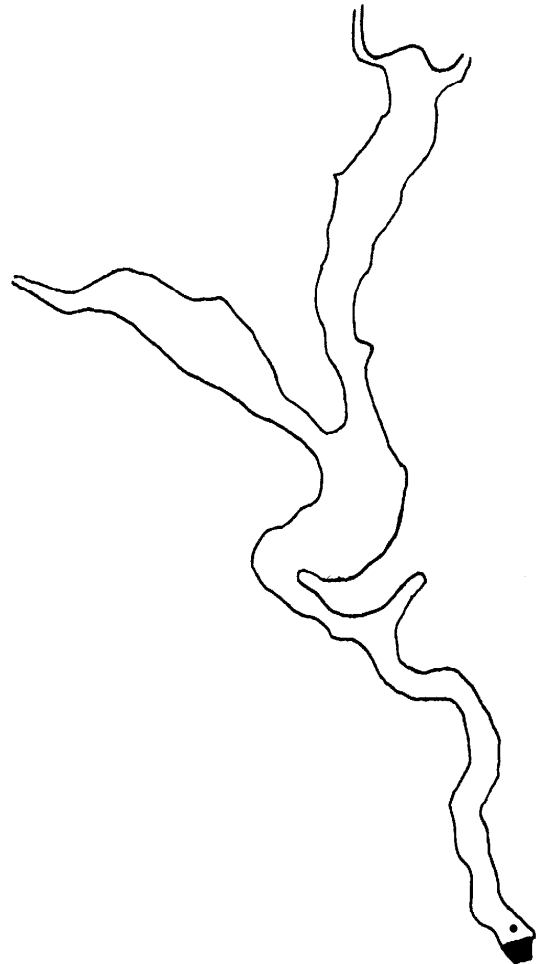
川治ダム貯水池



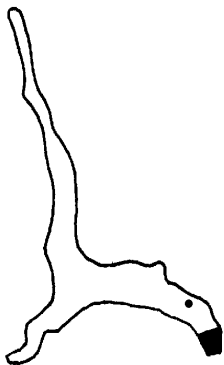
川俣湖



五十里湖

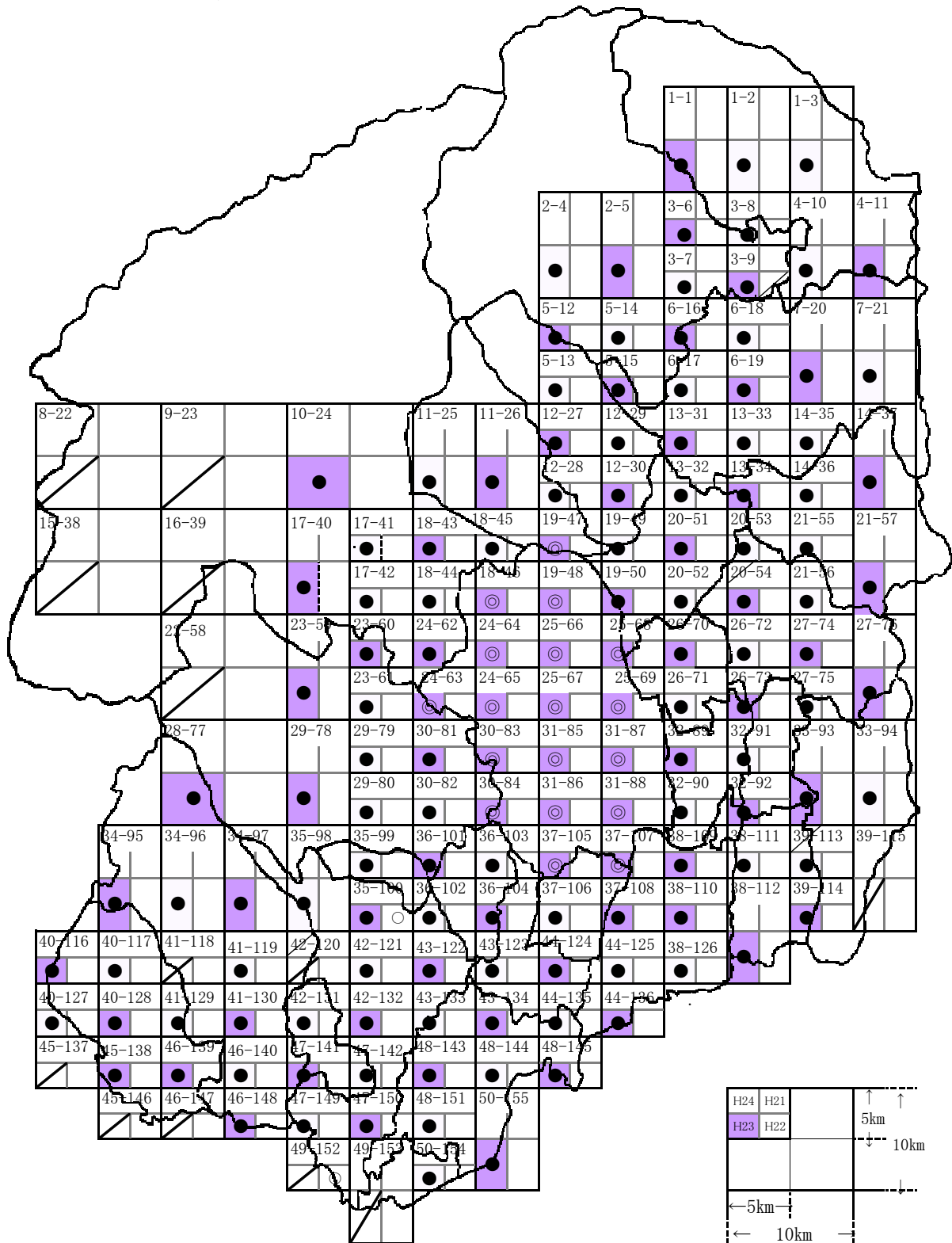


塩原ダム貯水池



▼ : ダムサイト

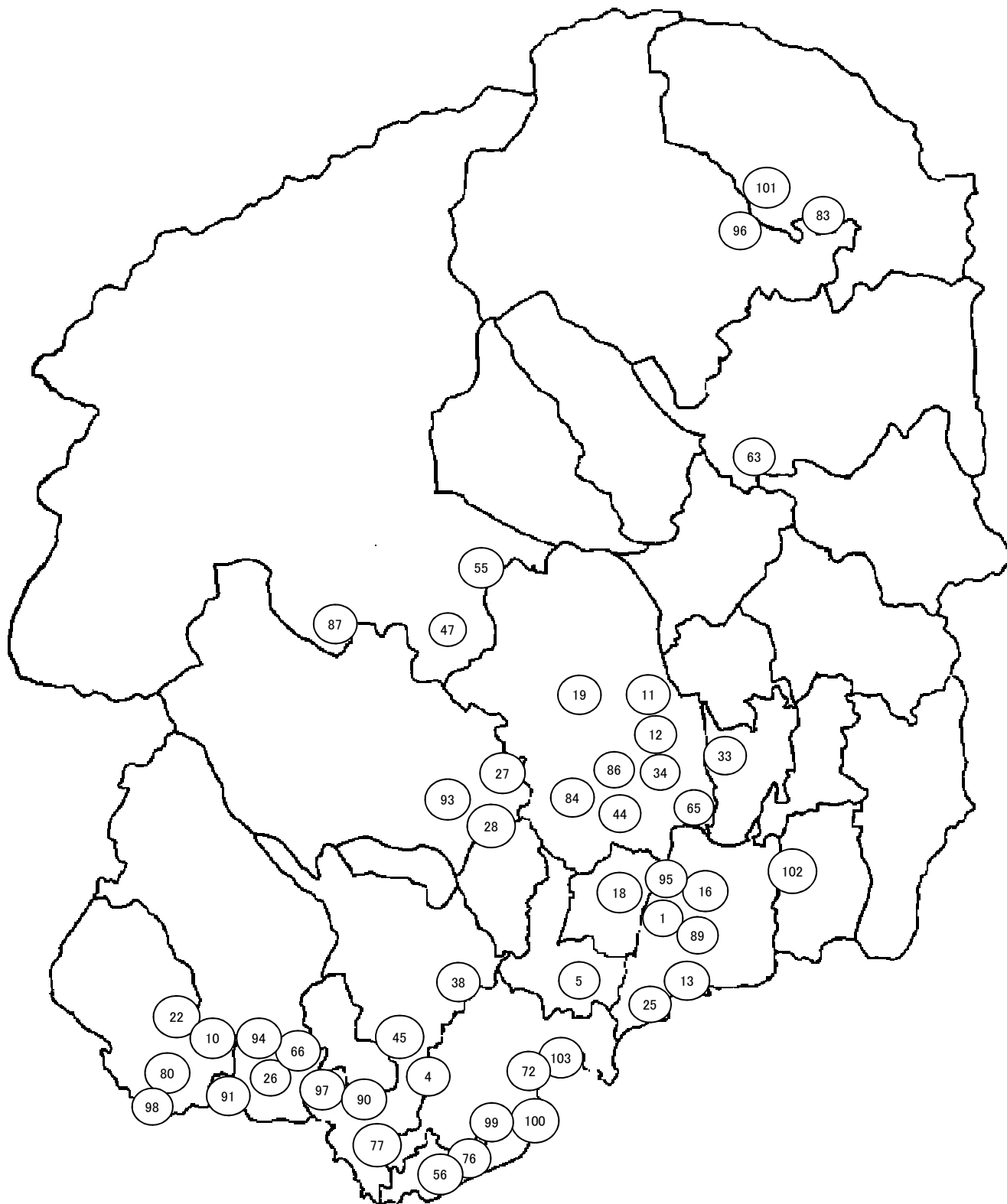
図3-1 地下水調査地点図（概況調査）



- (注)1 県内を5kmメッシュに区切り、1メッシュごとに調査を行う。
 ただし、山間部では10kmメッシュもしくは10km×5kmのメッシュを用いる。
 2 各メッシュを4等分した区域を毎年時計回りに順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。
 3 地図上の数字はメッシュNo. (大メッシュNo. - 小メッシュNo.)を示す。
 4 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
 5 ○は国土交通省の測定地点を示す。
 6 ■ はA+B項目を調査するメッシュを示す。● はA項目のみ調査するメッシュを示す。

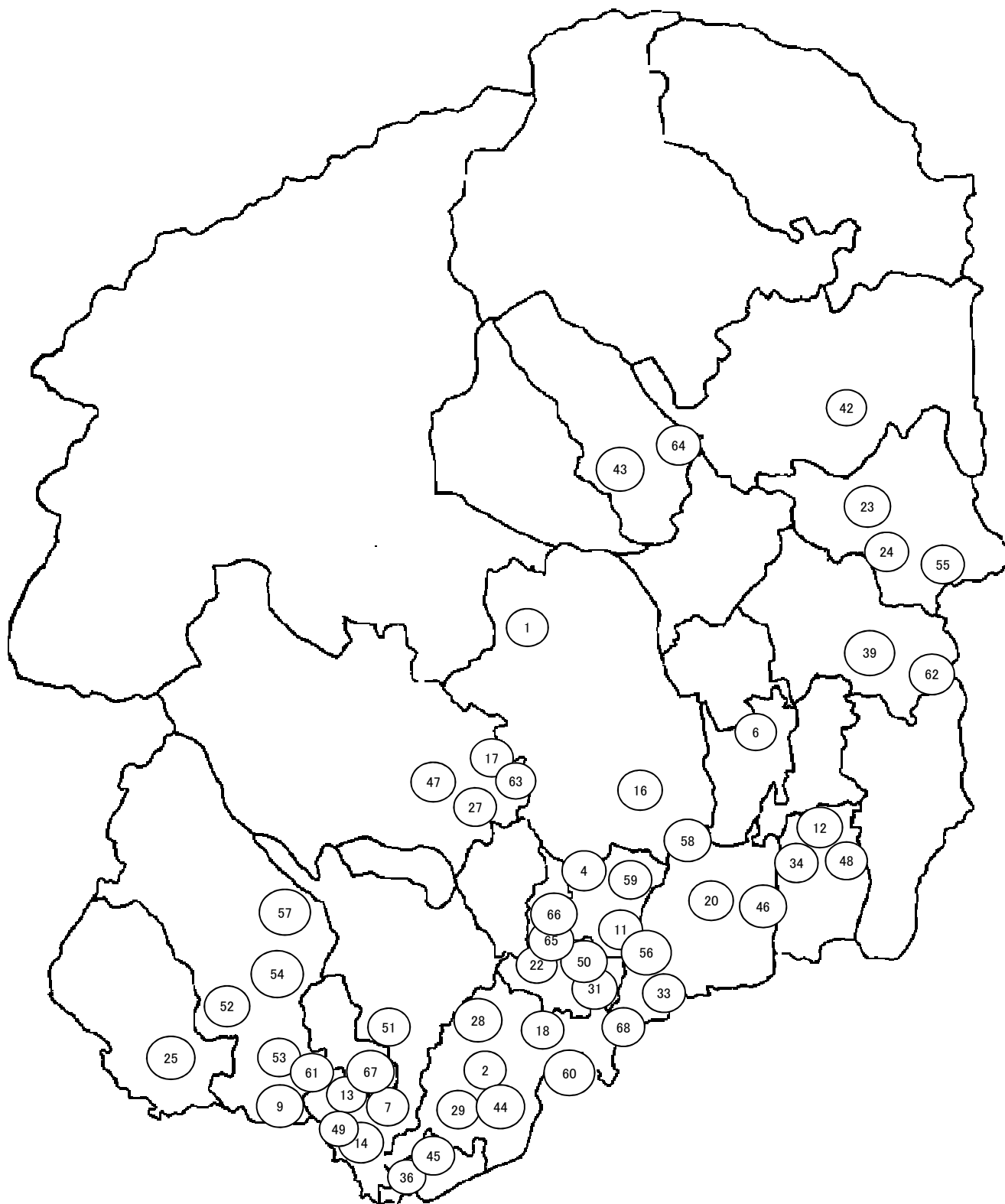
図3-2 地下水調査地点図

(継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



※地図上の数字は別表-3の2(1)の測定地点No.

図3-3 地下水調査地点図
(継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



※地図上の数字は別表-3の2(2)の測定地点No.